平成２６年（フ）第３６９号
横浜市港南区港南２丁目８番６号　コーポ内田Ｂ棟203号
債務者　三輪　計枝
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８８号
横浜市保土ケ谷区西谷町890番地
債務者　利　　亮太
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
東京都武蔵野市八幡町４丁目21番８号第二衣川荘
債務者　小林　雄次
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４３９号
千葉県松戸市新松戸１丁目244番地　すみれ荘202号
破産者　鵜川喜代乃
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７１号
千葉県柏市柏の葉２丁目20番地４　柏トールⅠ―201号
破産者　大竹志奈子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５４０５号
東京都中央区佃２丁目１番１号
破産者　株式会社ピーワーク
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５０９号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社柳鉄商店
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８９５号
愛知県小牧市大字舟津字久保寺871番地１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区宝地町361番地
破産者　株式会社サイデック
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８６号
名古屋市千種区春岡１丁目31番13号
破産者　株式会社昭和ホーム
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９６号
大阪市中央区南船場３丁目１－９
破産者　株式会社リファースト
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２号
岩手県北上市藤沢２地割88番地
破産者　株式会社菊池建設工業
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３５０号
横浜市中区万代町２丁目４番地５
破産者　山本電気水道株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７３号
金沢市入江２丁目180番地
破産者　土井不動産株式会社
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
最後の住所鳥取県境港市上道町2018番地
破産者　亡松本初男相続財産
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２０７号
高知市朝倉丙540番地
破産者　有限会社山崎設計コンサルタント
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５６号
福井県大野市中保第６号15番地
破産者　畑中　勝治
1　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
2　一般調査期日　平成26年６月24日午前11時45分
平成26年３月25日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５９号
名古屋市千種区姫池通２丁目２番地の６　ＢＥＬＩＳＴＡ覚王山401号
破産者　森井　康夫
1　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
2　一般調査期日　平成26年５月28日午前11時30分
平成26年３月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２００号
徳島市津田本町４丁目２番27　第２浜田コーポ101号、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地195
破産者　松浦　淳二
1　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
2　一般調査期日　平成26年６月９日午前11時
平成26年３月28日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５３号
岡山市中区四御神836番地東ヶ丘市営住宅Ｃ502―７、旧住所仙台市青葉区国見３丁目７番11号
破産者　勅使河原克利
1　破産債権の届出期間　平成26年５月１日まで
2　一般調査期日　平成26年５月21日午後１時30分
平成26年３月28日
岡山地方裁判所第３民事部